

平成 28 年度さいたま市指扇土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

平成 28 年度さいたま市指扇土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 734,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 28 年 2 月 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		5
	1 使用料	2
	2 手数料	3
2 国庫支出金		215,600
	1 国庫補助金	215,600
3 事業収入		1
	1 事業収入	1
4 繰入金		300,592
	1 一般会計繰入金	300,592
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		1
	1 雑入	1
7 市債		217,800
	1 市債	217,800
歳入合計		734,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		699,810
	1 事業費	699,810
2 公債費		34,080
	1 公債費	34,080
3 予備費		110
	1 予備費	110
歳 出	合 計	734,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
指 土地区画整理事業 扇	217,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。